



「消すまでは 出ない行かない 離れない」 — 秋季全国火災予防運動 —

11月9日(金)～11月15日(木)

空気が乾燥し、暖房器具を使い始めるため、これからの季節は火災が発生しやすくなります。火災は、かけがえのない命や大切な財産をなくしてしまう悲しいできごとです。火災予防運動を機会に、防火対策について家庭や地域で改めて確認しましょう。



住宅防火いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**を設置する。
- 高齢者や身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

湖北地域消防本部管内 平成23年中 火災発生状況

火災発生件数	61件
死者	7人
負傷者	18人

昨年中に発生した火災で、7人もの尊い命が失われました。これは全国の人口割合で比較しても深刻な状況で、死者の多くは高齢者の逃げ遅れによるものでした。

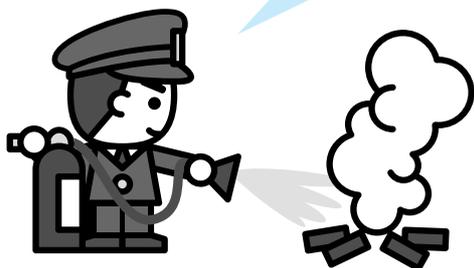
古くなった消火器の 取り扱いについて

— 処分する場合は購入店などへ —

消火器は圧力容器のため、腐食や変形、へこみ等が見られる消火器を使用されると、容器が破裂して大事故につながる恐れがあります。

消火器を処分される場合は、購入店や専門業者に依頼してください。処分料は大きさ等により異なりますので、依頼時に確認してください。

消火器は、いざというときにとても役立ちますが、日頃の手入れや点検をしっかり行うことが大切です。



住宅用火災警報器の 設置は義務です

— あなたの家にはついていませんか? —

消防法によって、平成23年6月から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。住宅火災で亡くなられた方の64%が逃げ遅れによるものです。大切な人を守るために、必ず設置しましょう。

設置場所

- ・ 寝室
- ・ 寝室が2階以上にある場合の階段
- ・ 7㎡以上(4畳半)の部屋が5つ以上ある階の廊下

注意事項

- ・ 警報器を消防署が販売することはありません。悪質な訪問販売にはご注意ください。
- ・ 警報器は国によって規格が定められています。このマークがついているものは国の基準に適合していますので、購入の目安にしてください。

